子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会 第１回専門研修WT（地域保育）	資料２
平成26年9月1日	

子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会　専門研修ＷＴ（地域保育）
検討の進め方（案）

１　検討すべき事項

（１）子育て支援員（仮称）専門研修（地域保育コース）のカリキュラムの策定
（２）現行の家庭的保育事業における研修の取扱い（基礎研修の取扱い、認定研修の見直し）
（３）居宅訪問型保育等に係る研修の取扱い
（４）その他

２　検討すべき事項についての論点整理

（１）子育て支援員（仮称）専門研修（地域保育コース）のカリキュラムの策定

【背景・目的】

平成２７年４月施行予定の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）において、家庭的保育事業には、家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者）を置かなければならないとされており、また、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した者であって、家庭的保育者を補助する者）を置くことができるとされている。小規模保育事業（Ｂ型・Ｃ型）及び事業所内保育事業には、保育士又は保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者を置かなければならないとされている。

上記の「市町村長が行う研修」と、子育て支援員（仮称）における共通研修及び専門研修（地域保育コース）との関係を整理し、子育て支援員（仮称）における共通研修及び専門研修（地域保育コース）カリキュラムを策定する。

【検討に当たっての論点】

○　子育て支援員（仮称）の研修を共通化することの方向性と、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、一時預かり事業でそれぞれ事業内容が異なることを踏まえた研修内容にする必要性との関係をどう考えるか。
○　カリキュラムについて、現行の家庭的保育事業の基礎研修で求める水準を踏まえ、どう考えるか。

（２）現行の家庭的保育事業における研修の取扱い（基礎研修の取扱い、認定研修の見直し）

【背景・目的】

新制度及び子育て支援員（仮称）研修を踏まえ、現行の家庭的保育事業における基礎研修の取扱いについて整理する。

【検討に当たっての論点】

○　現行の家庭的保育事業における基礎研修について、子育て支援員（仮称）研修に統一するか、又は両方の研修を併存させるか。（家庭的保育事業における基礎研修を継続するか。）

○　現行の家庭的保育者及び家庭的保育補助者の新制度施行後における取扱いをどうするか。

・　引き続き家庭的保育に従事することができることとするか、或いは子育て支援員（仮称）研修をあらためて履修させる必要があるか。

・　現行の家庭的保育者及び家庭的保育補助者が子育て支援員（仮称）になろうとする場合の取扱いをどうするか。

○　家庭的保育者研修の認定研修における保育実習（Ⅱ）について、子育て支援員（仮称）としての実務経験を当該実習の免除対象とするか。

（３）居宅訪問型保育等に係る研修の取扱い

【背景・目的】

居宅訪問型保育については、新制度において、家庭的保育者（必要な研修を修了し、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者）を従事要件とされている。また、一時預かり（訪問型）については、居宅訪問型保育に準じて検討することとされている。

一方、現行の家庭的保育者研修のカリキュラムの内容には、居宅訪問型保育に必要とされる科目（以下「居宅関連科目」という。）が含まれていないことから、居宅関連科目と家庭的保育者研修のカリキュラムについて整理する。

【検討に当たっての論点】

○　家庭的保育者研修において、居宅関連科目をどのように位置付けるか。

○　居宅訪問型保育事業等の研修について、子育て支援員（仮称）研修との関係をどうするか。

（４）その他

３　検討スケジュール

第１回ＷＴ	９月１日	（１）及び今後の方向性について
第２回ＷＴ	９月下旬	（２）及び第１回ＷＴの積み残しについて
第３回ＷＴ	１０月上旬	（３）及び第２回ＷＴの積み残しについて
第４回ＷＴ	１０月中旬	（４）及び第３回ＷＴの積み残しについて
第５回ＷＴ	１０月下旬	全体取りまとめ
（予備日）	（１１月初旬）	